

## 随意契約理由書

神戸市

件名	令和5年度 海岸線 電車全般検査 ATC 装置等
契約の相手方	株式会社 日立製作所 神戸支店
根拠法令	地方公営企業法 施行令 第21条の14 第1項2号に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>電車は省令により定期検査を行う必要がある。その期間は告示で、重要部検査は5年または走行距離が60万kmのいずれか短い期間毎、全般検査は8年毎となっている。検査は神戸市高速鉄道実施基準に基づき、電車の主要な部分を取り外し、点検・測定・部品の取替等を行う。</p> <p>本作業を担当するものは、当局電車の機能・構造等を熟知し、設計図書等に基づく作業・検査の施工及び特殊な電車部品の製作・手配を行える必要がある。</p> <p>これらの諸条件を満たす業者は、ATC/ATO 装置・ATI 装置・画像伝送装置等の各機器を設計・製作した、上記業者だけである。</p>	
担当部署	交通局 高速鉄道部 地下鉄車両課 御崎検修係（電話番号 078-652-7340）